改正犯罪収益移転防止法の施行に伴う 外国 PEPsへの該当のご確認

この度、2016年10月1日より犯罪収益移転防止法の改正に伴い、外国PEPsに該当する場合の取引について、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として位置付けられたため、お取引にあたってお客様が外国PEPsに該当するかどうかの確認が必要となりました。

つきましては、お手数ですが、お客様で下記に該当される方は、追加での書類のご提出をしていただく必要がございますので、弊社カスタマーサービス部(フリーコール 0800-888-3900)までご連絡ください。

<外国 PEPsに該当する方>

- ① 外国の元首
- ② 外国において下記の職にある方
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - •我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、 海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - •中央銀行の役員
 - 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 過去に①もしくは②であった方
- ④ ①~③の家族である方
 - (・配偶者・父母・子・兄弟姉妹・配偶者の父母・配偶者の子)
- ⑤ ①~④に該当する方が実質的支配者である法人

外国 PEPsとは・・・

「外国の政府などにおいて重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらのものである法人」を指します。

※犯罪収益移転防止法とは、金融機関がお客様の氏名・住所などの確認や取引に関する記録を保存することにより、マネーロンダリングやテロ活動に対する資金供与の防止を目的とした法律です。

